

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 政 局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

ページ

規 則

○北海道立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則……………（自然環境課） 1

規 則

北海道立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第26号

北海道立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 北海道立自然公園条例施行規則（昭和33年北海道規則第74号）の一部を次のように改正する。

目次中「第1章 総則（第1条）」を「第1章 総則（第1条）
第1章の2 公園計画（第1条の2）」に、

「第4章 風景地保護協定及び公園管理団体（第38条－第41条）」を
「第3章の2 質の高い自然体験活動の促進のための措置（第37条の2－第37条の6）」

第4章 風景地保護協定及び公園管理団体（第38条－第42条）
に、「第42条・第43条」を「第43条・第44条」に改める。

第1章の次に次の1章を加える。

第1章の2 公園計画

第1条の2 条例第6条の2第1項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる事項を記載した書面とする。

- (1) 条例第6条の2第1項の規定による提案（以下この条において「提案」という。）を行う協議会（条例第7条の9第1項又は第25条の2第1項に規定する協議会をいう。以下この条において同じ。）を組織した市町村
- (2) 提案を行う協議会の名称及び構成員の氏名又は名称
- (3) 提案の理由

2 知事は、前項各号に掲げるもののほか、提案を踏まえた公園計画の変更に必要があると認めるときは、当該提案をした協議会に対し、当該提案に係る場所及びその周辺

の風致若しくは景観の状況若しくは特質又は当該提案に係る道立自然公園の利用の状況を記載した書類その他の必要な書類の提出を求めることができる。

第2条第6号中「給油施設」の次に「その他の自動車に燃料又は動力源としての電気を供給するための施設」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（公園事業の決定等の提案に係る添付書類）

第2条の2 条例第7条の2第1項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる事項を記載した書面

ア 条例第7条の2第1項の規定による提案（以下この条において「提案」という。）を行う協議会を組織した市町村

イ 提案を行う協議会の名称及び構成員の氏名又は名称

ウ 提案の理由

(2) 当該公園事業の概要を記載した書面

2 知事は、前項各号に掲げるもののほか、提案を踏まえた公園事業の決定又は変更に関し必要があると認めるときは、当該提案をした協議会に対し、当該提案に係る場所及びその周辺の風致若しくは景観の状況若しくは特質又は当該提案に係る道立自然公園の利用の状況を記載した書類その他の必要な書類の提出を求めることができる。

第3条中「第7条の2第2項」を「第7条の3第2項」に改める。

第4条第1項中「第7条の2第4項」を「第7条の3第4項」に改め、同条第2項中「第7条の2第4項第6号」を「第7条の3第4項第6号」に改め、同条第3項中「第7条の2第5項」を「第7条の3第5項」に改め、「第8号まで」の次に「、第11号」を加え、「除くものとする」を「除くものとし、行為の規模が大きいため、第3号から第5号まで及び第10号に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できないと認められる場合にあっては、当該施設の規模及び構造に応じて適切と認められる縮尺の図面をもって、これらの図面に替えることができる」に改め、同項第3号及び第4号中「以上」を「程度」に改め、同項第5号中「以上の各階平面図」を「程度の各階平面図」に、「構造図、意匠配色図及び給排水計画図」を「及び意匠配色図」に、「以上の配置図」を「程度の配置図」に改め、同項第7号中「並びにそれらの」を「及び」に改め、同項第8号中「事業資金」を「工事の施行を要する場合にあっては、事業資金」に改め、同項第10号中「以上」を「程度」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第7条の3第2項の協議又は同条第3項の認可に関し必要があると認めるときは、当該協議又は認可の申請をした者に対し、縮尺1,000分の1程度の構造図、給排水計画図その他の必要な書類の提出を求めることができる。

第5条中「第7条の2第6項ただし書」を「第7条の3第6項ただし書」に、「事項の

変更」を「もの」に改め、同条第1号中「第7条の2第4項第1号」を「第7条の3第4項第1号又は第5号」に改め、「事項」の次に「の変更（同項第5号に掲げる事項の変更にあつては、第2条第3号に掲げる宿舎に関する公園事業であつて、特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けようとするものを除く。）」を加え、同条第2号を次のように改める。

(2) 前条第2項第1号から第3号までに掲げる事項の変更（同項第1号に掲げる事項の変更にあつては、公園施設の規模、色彩又は形態の変更を伴わないものに限る。）

第5条第3号から第5号までを削る。

第6条第1項中「第7条の2第7項」を「第7条の3第7項」に改め、同条第3項中「第7条の2第8項」を「第7条の3第8項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 知事は、前項に定めるもののほか、条例第7条の3第6項の協議又は認可に関し必要があると認めるときは、当該協議又は認可の申請をした者に対し、縮尺1,000分の1程度の構造図、給排水計画図その他の必要な書類の提出を求めることができる。

第7条中「第7条の2第9項」を「第7条の3第9項」に改める。

第8条第5項中「協議書若しくは」を削り、「又は第3項の申請書若しくは前項に規定する書類」を「、第3項の協議書若しくは申請書若しくは第4項に規定する書類又は第5項の申請書若しくは前項に規定する書類」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第4項を第6項とし、同条第3項中「第7条の4第2項」を「第7条の5第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第2項を第4項とし、同条第1項中「第7条の4第1項」を「第7条の5第2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条に第1項及び第2項として次の2項を加える。

条例第7条の5第1項の規定による承継の承認の申請は、別記第3号様式の2の申請書を知事に提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 譲受人が個人の場合にあつては、譲受人の住民票の写し
- (2) 譲受人が法人の場合にあつては、譲受人の定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書
- (3) 第4条第3項第3号、第4号及び第12号に掲げる書類
- (4) 譲受人が行う公園施設の管理又は経営に要する経費について収入及び支出の総額及び内訳を記載した書類その他譲受人が公園施設を適切に管理し、又は経営することができることを証する書類
- (5) 第2条第3号に掲げる宿舎に関する公園事業であつて、譲受人が譲り受けた後に特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けるものにあつては、当該仕組み及び当該事業の執行による道立自然公園の保護又は利用の増進の内容を明らかにした書類
- (6) 譲渡及び譲受けに係る譲渡人及び譲受人の意思の決定を証する書類

第9条第1項中「第7条の5」を「第7条の6」に改める。

第10条第1項中「第7条の6第2項」を「第7条の7第2項」に改める。

第11条から第15条までを次のように改める。

(協議会の公表)

第11条 条例第7条の9第4項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 協議会（条例第7条の9第1項に規定する協議会をいう。第13条及び第15条において同じ。）の名称及び構成員の氏名又は名称

(2) 協議の対象となる利用拠点区域

2 条例第7条の9第4項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(利用拠点整備改善計画の認定の申請)

第12条 条例第7条の10第1項の規定による認定の申請（以下この条において「認定の申請」という。）は、別記第14号様式の申請書を知事に提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、区域の規模が大きい場合、第1号及び第2号に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該区域の規模に応じて適切と認められる縮尺の図面をもって、これらの図面に替えることができる。

(1) 計画区域の位置を明らかにした縮尺2万5,000分の1程度の地形図

(2) 計画区域及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度の概況図及び天然色写真

(3) 条例第7条の3第2項の協議又は同条第3項の認可を要する条例第7条の9第2項第3号に規定する利用拠点整備改善事業（以下「利用拠点整備改善事業」という。）に関する次に掲げる書類（運輸施設に関する公園事業に係る利用拠点整備改善事業にあつてはアに掲げる書類、公共団体が執行する公園施設に関する公園事業に係る利用拠点整備改善事業にあつてはアに掲げる書類のうち第4条第3項第3号及び第4号に掲げる書類に限る。）

ア 第4条第3項第1号から第4号まで、第6号、第12号及び第13号に掲げる書類

イ 公園施設を適切に管理し、又は経営することができることを証する書類

(4) 条例第7条の3第6項の協議又は認可を要する利用拠点整備改善事業に関する第4条第3項第3号及び第4号に掲げる書類並びに公園事業の変更に係る前号ア及びイに掲げる書類（同項第3号及び第4号に掲げる書類を除く。）

(5) 条例第10条第4項の許可を要する利用拠点整備改善事業に関する第17条第2項第1号及び第2号に掲げる図面

(6) 条例第21条第1項の規定による届出を要する利用拠点整備改善事業に関する第17条

第2項第1号及び第2号に掲げる図面

3 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第7条の10第4項の認定に関し必要があると認めるときは、当該認定の申請をした者に対し、当該申請に係る利用拠点整備改善計画が同項各号に適合することを確認するために必要な書類の提出を求めることができる。

4 第1項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

(利用拠点整備改善計画の記載事項)

第13条 利用拠点整備改善事業の実施主体の記載は、個人にあつては氏名及び住所を、法人にあつては名称、住所及び代表者の氏名を明示してするものとする。

2 条例第7条の10第2項第8号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 利用拠点整備改善計画の名称
 - (2) 利用拠点整備改善計画を作成した協議会の名称及び構成員の氏名又は名称
 - (3) 利用拠点整備改善計画に係る事務の実施体制
 - (4) 条例第10条第4項の許可を要する利用拠点整備改善事業にあつては、当該許可を要する行為に係る行為の種類、場所及び施行方法
 - (5) 条例第21条第1項の規定による届出を要する利用拠点整備改善事業にあつては、当該届出を要する行為に係る行為の種類、場所及び施行方法
 - (6) その他参考となるべき事項
- (認定を受けた利用拠点整備改善計画の公表)

第14条 条例第7条の10第6項(条例第7条の11第3項において準用する場合を含む。)の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。
(利用拠点整備改善計画の軽微な変更)

第15条 条例第7条の11第1項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 利用拠点整備改善事業の実施主体の氏名若しくは名称、住所又は法人の代表者の氏名の変更
 - (2) 利用拠点整備改善事業の実施時期の変更
 - (3) 利用拠点整備改善計画を作成した協議会の構成員の変更又は当該協議会の構成員の氏名若しくは名称の変更
 - (4) 第5条各号に掲げる変更
 - (5) 計画期間の変更
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、変更後の利用拠点整備改善計画が条例第7条の10第4項各号のいずれにも適合することが明らかであると認められる変更
- 第17条第2項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、行為の規模が大きいため、次に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該行為の規模に応じて適切と認められる縮尺の図面をもって、これらの図面に替えることができる。

第17条第2項第1号及び第2号中「以上」を「程度」に改め、同項第3号中「以上」を「程度」に改め、「構造図」を削り、同項第4号中「以上」を「程度」に改め、同条第5項中「前項各号」を「第4項各号」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、同条第3項中「前項各号」を「第2項各号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第10条第4項の許可に関し必要があると認めるときは、当該許可の申請をした者に対し、縮尺1,000分の1程度の構造図その他の必要な書類の提出を求めることができる。

第18条第4項第6号中「延べ面積をいう」の次に「。第34条第1号アにおいて同じ」を加え、同条第10項中第10号を第11号とし、同項第9号中「僅少」を「僅少」に改め、同号を同項第10号とし、同項中第8号を第9号とし、第2号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 申請に係る場所が、条例第10条第4項の許可を受けて木竹の伐採が行われた後、5年を経過していない場所でないこと。ただし、木竹の伐採が僅少である場合は、この限りでない。

第18条第11項中「前項第7号及び第9号」を「前項第2号、第8号及び第10号」に改め、同条第12項中「第10項第7号」を「第10項第2号及び第8号」に改め、同項第2号中「第10項第9号」を「第10項第10号」に改め、同項第3号ただし書中「するもの」を「もの」に改め、同条第13項に次の1号を加える。

(3) 照明装置を用いて特別地域内の森林又は河川その他の自然物について照明を行うものについては、次に掲げる基準に適合すること。ただし、学術研究その他公益上必要と認められるもの又は病虫害の防除のために行われるものは、この限りでない。

ア 色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。

イ 期間及び時間が必要最小限であると認められるものであること。

ウ 当該照明を行う範囲が必要最小限と認められるものであること。

エ 動光又は点滅を伴うものでないこと。

オ 野生動植物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。

第18条第21項第1号エ中「光源(光源を内蔵するものにあつては、表示面)が白色系のものである」を「次に掲げる基準に適合する」に改め、同号エに次のように加える。

(ア) 照明の範囲が必要最小限であると認められるものであること。

(イ) 期間及び時間が必要最小限であると認められるものであること。

(ウ) 動光又は点滅を伴うものでないこと。

第18条第21項第1号中オを削り、カをオとし、同項第2号及び第3号中「からカまで」を「及びオ」に改め、同項第4号中「第1号カ」を「第1号オ」に改める。

第20条中「第10条第9項第3号」を「第10条第9項第4号」に改め、同条第4号中「にある」を「にあって、かつ、その水平投影面積が1,000平方メートル以下である」に改め、「こと」の次に「（改築又は増築にあっては、改築又は増築後において、その水平投影面積が1,000平方メートル以下であるものに限る。）」を加え、同条第15号中「巣箱、給餌台」を「野生鳥獣の保護増殖のための巣箱、給餌台」に改め、同条第16号の4中「限る」を「限り、かつ、増築部分の最高部と最低部の高さの差が2メートル以下であるものに限る」に改め、同条第16号の5中「又は通信ケーブルを既存の規模を超えない範囲（径の変更を除く。）で張り替えること（色彩の変更を伴わない）」を「若しくは通信ケーブル（以下「電線等」という。）を改築すること又は既存の電線等に沿って電線等を新築し、若しくは増築すること（既存の電線等の色彩と同等と認められる）」に改め、同条第16号の6から第16号の8までを次のように改める。

(16)の6 既存の電線等に附帯する工作物を新築し、改築し、又は増築すること（既存の電線等の色彩と同等と認められるものに限る。）。

(16)の7 変圧器その他の電柱に附帯する設備を改築し、又は増築すること（当該電柱の高さを超えないものに限る。）。

(16)の8 支持物から他の支持物を経ずに需要場所の引込口に至る電線、電話線若しくは通信ケーブル又は引込みに要する設備を設置すること。

第20条第16号の9中「又は農作物」を「、農作物、森林又は生態系」に改め、同条第16号の10中「防除」の次に「又は保安」を加え、同号の次に次の2号を加える。

(16)の11 知事が指定する地域以外の地域において既存の建築物の屋根面に太陽光発電施設（当該施設の色彩及び形態が、道立自然公園の風致の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして、知事が指定する色彩及び形態であるものに限る。）を設置すること。

(16)の12 道が、道立自然公園の保護又は適正な利用の推進のために人の立入りを防止するための柵又は当該公園の利用者数を計測するための機器その他の仮設の工作物（高さが3メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が3平方メートル以下であるものに限る。）を新築し、改築し、又は増築すること。

第20条第18号中「木竹」の次に「（条例第10条第4項第11号の知事が指定する植物（以下「採取等規制植物」という。）であるものを除く。）」を加え、同号の次に次の2号を加える。

(18)の2 生業の維持のため、必要な範囲内で竹（高さが50センチメートル以内のものに限る。）を伐採すること。

(18)の3 施設又は設備の維持管理を行うため必要な範囲内で竹（高さが3メートル以内

のものに限る。）を伐採すること。

第20条第21号中「保有又は電線路の維持」を「保育」に改め、同号の次に次の2号を加える。

(21)の2 電線路の維持に必要な範囲内で木竹を伐採すること。

(21)の3 道路（主として歩行者の通行の用に供するものを除く。）、鉄道又は軌道の交通の障害となる木竹を伐採すること。

第20条第22号の2及び第23号を次のように改める。

(22)の2 牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で竹又はかん木を伐採すること。

(23) 採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で竹又はかん木を伐採すること。

第20条第23号の3中「木竹」の次に「（採取等規制植物であるものを除く。次号において同じ。）」を加え、同条第23号の12及び第23号の13を次のように改める。

(23)の12 牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(23)の13 採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

第20条中第23号の15を削り、第23号の16を第23号の15とし、第23号の17を第23号の16とし、第23号の18を第23号の17とし、同条第42号中「の保護管理又は野生鳥獣の保護増殖」を「又は野生動植物の保護管理」に改め、同条第43号の2中「認定保護増殖事業等の実施のために」を「特定外来生物の防除の目的で、」に改め、同条第43号の3を削り、同条第54号中「にある植物で、条例第10条第4項第11号の規定により知事が指定するもの」を「において採取等規制植物」に改め、同条第54号の2及び第54号の3を次のように改める。

(54)の2 農業を営むために必要な範囲内で採取等規制植物を損傷すること。

(54)の3 牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で採取等規制植物を損傷すること。

第20条第54号の3の次に次の2号を加える。

(54)の3の2 採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で当該採取等規制植物を損傷すること。

(54)の3の3 国、道、市町村又は特定外来生物の防除を目的とする催し（国、道又は市町村が実施するものであって、あらかじめ、その内容及び実施期間を記載した書面が知事に提出されたものに限る。）に参加した者が、特定外来生物である植物（木竹を除く。）を採取し、又は損傷すること。

第20条第55号の2を削り、同条第56号を次のように改める。

(56) 国、道、市町村又は特定外来生物の防除を目的とする催し（国、道又は市町村が実施するものであって、あらかじめ、その内容及び実施期間を記載した書面が知事に提出されたものに限る。）に参加した者が、特定外来生物である動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

第20条中第57号から第57号の4までを削り、第58号を第57号とし、第59号を削り、第59

を送信する方法により行うことができる。

（自然体験活動促進計画の記載事項）

第37条の4 自然体験活動促進事業の実施主体の記載は、個人にあっては氏名及び住所を、法人にあっては名称、住所及び代表者の氏名を明示してするものとする。

2 条例第25条の3第2項第6号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 自然体験活動促進計画の名称
- (2) 自然体験活動促進計画を作成した協議会の名称及び構成員の氏名又は名称
- (3) 自然体験活動促進計画に係る事務の実施体制
- (4) 条例第10条第4項の許可を要する自然体験活動促進事業にあっては、当該許可を要する行為に係る行為の種類、場所及び施行方法
- (5) 条例第21条第1項の規定による届出を要する自然体験活動促進事業にあっては、当該届出を要する行為に係る行為の種類、場所及び施行方法
- (6) 計画区域における適正な利用に係る啓発に関する事項
- (7) その他参考となるべき事項

（認定を受けた自然体験活動促進計画の公表）

第37条の5 条例第25条の3第5項（条例第25条の4第3項において準用する場合を含む。）の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（自然体験活動促進計画の軽微な変更）

第37条の6 条例第25条の4第1項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 自然体験活動促進事業の実施主体の氏名若しくは名称、住所又は法人の代表者の氏名の変更
- (2) 自然体験活動促進事業の実施時期の変更
- (3) 自然体験活動促進計画を作成した協議会の構成員の変更又は当該協議会の構成員の氏名若しくは名称の変更
- (4) 計画期間の変更
- (5) 前各号に掲げるもののほか、変更後の自然体験活動促進計画が条例第25条の3第3項各号のいずれにも適合することが明らかであると認められる変更

第43条を第44条とする。

第42条中「第7条の8第2項」を「第7条の14第3項」に改め、「第25条第3項」の次に「、第25条の6第2項」を加え、「別記第26号様式から別記第30号様式まで」を「別記第27号様式」に改め、同条を第43条とする。

第41条第2号中「第33条各号に掲げる業務」を「第33条第1項各号及び第2項各号に掲げる業務（同項各号に掲げる業務にあっては、当該公園管理団体の業務として行うものに

限る。以下同じ。）」に改め、同条第3号中「第33条各号」を「第33条第1項各号及び第2項各号」に改め、同条第4号中「営利を目的としないことその他条例第33条各号」を「条例第33条第1項各号及び第2項各号」に改め、同条に次の1号を加える。

- (5) 会社又は森林組合にあっては、道立自然公園の植生の保全その他の自然の風景地の保護に資する活動又は主として歩行者の通行の用に供する道路その他の施設の補修その他の維持管理に係る実績を有していること。

第4章中第41条を第42条とし、第40条の次に次の1条を加える。

（公園管理団体となることのできる法人）

第41条 条例第32条第1項に規定する規則で定める法人は、会社又は森林組合法（昭和53年法律第36号）に規定する森林組合とする。

別記第1号様式中「第7条の2第2項（第3項）」を「第7条の3第2項（第3項）」に改め、同様式末尾注1の事項(3)及び(4)中「以上」を「程度」に改め、同事項(5)中「以上の各階平面図」を「程度の各階平面図」に、「構造図、意匠配色図及び給排水計画図」を「及び意匠配色図」に、「以上の配置図」を「程度の配置図」に改め、同事項(7)中「並びにそれらの」を「及び」に改め、同事項(11)中「事業資金」を「工事の施行を要する場合にあっては、事業資金」に改め、同事項(12)中「以上」を「程度」に改める。

別記第1号様式の2中「第7条の2第2項（第3項）」を「第7条の3第2項（第3項）」に改め、同様式末尾注1の事項(3)及び(4)中「以上」を「程度」に改め、同事項(5)中「以上の各階平面図」を「程度の各階平面図」に、「構造図、意匠配色図及び給排水計画図」を「及び意匠配色図」に、「以上の配置図」を「程度の配置図」に改め、同事項(7)中「並びにそれらの」を「及び」に改め、同事項(11)中「事業資金」を「工事の施行を要する場合にあっては、事業資金」に改め、同事項(12)オ及び(13)中「以上」を「程度」に改める。

別記第2号様式中「第7条の2第7項」を「第7条の3第7項」に改め、同様式末尾注1の事項(1)及び(2)中「以上」を「程度」に改め、同事項(3)ア中「以上の各階平面図」を「程度の各階平面図」に、「構造図、意匠配色図及び給排水計画図」を「及び意匠配色図」に、「以上の配置図」を「程度の配置図」に改め、同事項(3)ウ中「並びにそれらの」を「及び」に改め、同事項(3)キ中「事業資金」を「工事の施行を要する場合にあっては、事業資金」に改め、同事項(3)ク中「以上」を「程度」に改める。

別記第2号様式の2中「第7条の2第7項」を「第7条の3第7項」に改め、同様式末尾注1の事項(1)及び(2)中「以上」を「程度」に改め、同事項(3)ア中「以上の各階平面図」を「程度の各階平面図」に、「構造図、意匠配色図及び給排水計画図」を「及び意匠配色図」に、「以上の配置図」を「程度の配置図」に改め、同事項(3)ウ中「並びにそれらの」を「及び」に改め、同事項(3)キ中「事業資金」を「工事の施行を要する場合にあっては、事業資金」に改め、同事項(3)ク(オ)及び(ケ)中「以上」を「程度」に改める。

別記第3号様式中「第7条の2第9項」を「第7条の3第9項」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

別記第3号様式の2（第8条関係）

譲渡による道立自然公園事業の承継申請書

年 月 日

北海道知事 様

譲渡人の氏名又は名称及び住所
(法人にあっては、住所、名称及び代表者の氏名)
譲受人の氏名又は名称及び住所
(法人にあっては、住所、名称及び代表者の氏名)

譲渡人が執行する 道立自然公園 事業を譲受人に承継したいので、北海道立自然公園条例第7条の5第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

執行の認可を受けた年月日及び番号	年 月 日 第 号
公園施設の種類	
公園施設の管理又は経営の方法	
公園事業を譲渡しようとする年月日	年 月 日
公園事業を譲渡しようとする理由	
備考	

注1 添付書類

- 譲受人が個人の場合にあっては、譲受人の住民票の写し
- 譲受人が法人の場合にあっては、譲受人の定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書
- 公園施設の位置を明らかにした縮尺2万5,000分の1程度の地形図
- 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度の概況図及び天然色写真
- 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類
- 譲受人が行う公園施設の管理又は経営に要する経費について収入及び支出の総額及び内訳を記載した書類その他譲受人が公園施設を適切に管理し、又は経営す

ることができることを証する書類

- 北海道立自然公園条例施行規則第2条第3号に掲げる宿舎に関する公園事業であって、譲受人が譲り受けた後に特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けるものにあつては、当該仕組み及び当該事業の執行による道立自然公園の保護又は利用の増進の内容を明らかにした書類
- 譲渡及び譲受けに係る譲渡人及び譲受人の意思の決定を証する書類
- 「執行の認可を受けた年月日及び番号」欄には、当該事業の執行の認可指令書記載のものを記入すること。
- 「公園施設の種類」欄には、〇〇線道路（車道）、〇〇宿舎等の公園事業の名称及び種類を記載すること。
- 「備考」欄には、他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものである場合には、関係法令名及び適用条項並びにその手続の状況を記載すること。
- 不要の文字は、抹消すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記第4号様式中「第7条の4第1項」を「第7条の5第2項」に改め、同様式末尾注1の事項(2)及び(3)中「以上」を「程度」に改める。

別記第5号様式中「第7条の4第2項」を「第7条の5第3項」に改め、同様式末尾注1の事項(2)及び(3)中「以上」を「程度」に改める。

別記第6号様式中「第7条の5」を「第7条の6」に改め、同様式末尾注1の事項中「以上」を「程度」に改める。

別記第7号様式中「第7条の6第2項」を「第7条の7第2項」に改め、同様式末尾注1の事項(1)及び(2)中「以上」を「程度」に改める。

別記第8号様式から別記第14号様式までを次のように改める。

別記第8号様式から別記第13号様式まで 削除

別記第14号様式（第12条関係）

利用拠点整備改善計画に係る認定申請書

年 月 日

北海道知事 様

申請者の住所及び氏名
(法人にあっては、住所、名称及び代表者の氏名)

北海道立自然公園条例第7条の10第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を申請します。

注1 添付書類

- (1) 計画区域の位置を明らかにした縮尺2万5,000分の1程度の地形図
- (2) 計画区域及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度の概況図及び天然色写真
- (3) 公園事業の執行に係る協議又は認可を要する事業の場合、当該事業ごとに以下の書類を添付すること（運輸施設に関する公園事業にあつてはク及びケに掲げる書類を、公共団体が執行する公園施設に関する公園事業にあつてはア、イ、オ、カ、ク及びケに掲げる書類を除く。）。
- ア 個人にあつては、住民票の写し
- イ 法人にあつては、登記事項証明書
- ウ 公園施設の位置を明らかにした縮尺2万5,000分の1程度の地形図
- エ 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度の概況図及び天然色写真
- オ 法人にあつては、定款、寄附行為又は規約
- カ 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類
- キ 公園事業の執行に関し土地収用法の規定により土地又は権利を収用し又は使用する必要がある場合にあつては、その収用又は使用を必要とする理由書
- ク 法人にあつては、直前3年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書（設立後3年を経過していない法人にあつては、設立後の各事業年度に係るもの）
- ケ 個人にあつては、直前3年の各事業年度における確定申告書
- コ その他行為の施行方法の表示に必要な図面
- (4) 公園事業の内容の変更に係る協議又は認可を要する事業の場合、当該事業ごとに以下の書類を添付すること（公共団体が執行する公園施設に関する公園事業にあつては、(3)のカ、ク及びケに掲げる書類を除く。）。
- ア 公園施設の位置を明らかにした縮尺2万5,000分の1程度の地形図
- イ 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度の概況図及び天然色写真
- ウ (3)のカからケまでに掲げる事項のうち、変更に係る事項
- エ その他行為の施行方法の表示に必要な図面
- (5) 特別地域での行為許可又は普通地域での行為の届出を要する行為が含まれる事業の場合、当該事業ごとに以下の書類を添付すること。
- ア 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1程度の地形図
- イ 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度の概況図及び天然色写真

ウ その他行為の施行方法の表示に必要な図面

- (6) その他参考となるべき書類、図面又は写真

2 「申請者」には、利用拠点整備改善計画を作成した協議会の構成員である市町村を代表として記載し、共同申請を行う当該計画に記載された利用拠点整備改善事業を実施しようとする者については別表に記載すること。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別表

共同申請者の氏名及び住所

申請者氏名又は法人名称	法人代表者の氏名	住所

別記第15号様式その1末尾注1の事項(1)及び(2)中「以上」を「程度」に改め、同事項(3)中「以上」を「程度」に改め、「構造図」を削り、同事項(4)中「以上」を「程度」に改め、同様式その2末尾注1の事項(1)及び(2)、その3末尾注1の事項(1)、その4末尾注1の事項(1)から(4)まで並びにその5末尾注1の事項(1)及び(2)中「以上」を「程度」に改め、同様式その6末尾注1の事項(1)及び(2)中「以上」を「程度」に改め、同事項(3)中「以上」を「程度」に改め、「構造図」を削り、同様式その7末尾注1の事項(1)及び(2)中「以上」を「程度」に改め、同事項(3)中「以上」を「程度」に改め、「構造図」を削り、同様式その8末尾注1の事項(1)から(3)まで、その9末尾注1の事項(1)から(4)まで、その10末尾注1の事項(1)から(4)まで、その11末尾注1の事項(1)から(3)まで、その12末尾注1の事項(1)、その13末尾注1の事項(1)、その14末尾注1の事項(1)から(3)まで、その15末尾注1の事項(1)及び(2)並びにその16末尾注1の事項(1)及び(2)中「以上」を「程度」に改める。

別記第22号様式中「いたしたい」を「したい」に改める。

別記第24号様式末尾注1の事項中「以上」を「程度」に改める。

別記第26号様式及び別記第27号様式を次のように改める。

別記第26号様式（第37条の3関係）

自然体験活動促進計画に係る認定申請書

年 月 日

北海道知事 様

申請者の住所及び氏名

(法人にあっては、住所、名称及び代表者の氏名)

北海道立自然公園条例第25条の3第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を申請します。

注1 添付書類

- (1) 計画区域の位置を明らかにした縮尺2万5,000分の1程度の地形図
なお、地形図には各々の自然体験活動促進事業の実施範囲について図示すること。
 - (2) 北海道立自然公園条例第10条第4項の許可を要する自然体験活動促進事業を計画に記載する場合にあっては、当該事業ごとに以下の書類を添付すること。
 - ア 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1程度の地形図
 - イ 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度の概況図及び天然色写真
 - ウ その他行為の施行方法の表示に必要な図面
 - (3) 北海道立自然公園条例第21条第1項の規定による届出を要する自然体験活動促進事業を計画に記載する場合にあっては、当該事業ごとに以下の書類を添付すること。
 - ア 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1程度の地形図
 - イ 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度の概況図及び天然色写真
 - ウ その他行為の施行方法の表示に必要な図面
 - (4) その他参考となるべき書類、図面又は写真
- 2 「申請者」には、自然体験活動促進計画を作成した協議会の構成員である市町村を代表として記載し、共同申請を行う当該計画に記載された自然体験活動促進事業を実施しようとする者については別表に記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別表

共同申請者の氏名及び住所

申請者氏名又は法人名称	法人代表者の氏名	住所

別記第27号様式（第43条関係）

(表)

第 号

立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書

所 属

職 名

氏 名

生年月日 年 月 日生

年 月 日交付

北海道知事



この証明書を携帯する者は、下表に掲げる北海道立自然公園条例の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある条項により立入検査等をする職権を有するものです。

北海道立自然公園条例の条項	該当の有無
第7条の14第1項	
第7条の14第2項	
第19条第1項	
第23条第2項	
第25条第2項	
第25条の6第1項	
第38条第1項	

(備考) 1 この証明書は、用紙1枚で作成すること。

2 該当の有無の欄は、立入検査等をする職権を有する場合には「○」を、
有しない場合には「-」を記載すること。

(裏)

北海道立自然公園条例 (抜粋)

(報告徴収及び立入検査)

第7条の14 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、第7条の3第3項の認可を受けた者に対し、その公園事業の執行状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、その公園事業に係る施設に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、第7条の10第4項の認定を受けた者に対し、認定利用拠点整備改善計画の実施状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、認定利用拠点整備改善計画に係る土地若しくは建物内に立ち入り、認定利用拠点整備改善計画に係る建物、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 前2項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(報告徴収及び立入検査)

第19条 知事は、第13条から次条までの規定の施行に必要な限度において、指定認定機関に対し、その認定関係事務に関し報告を求め、又はその職員に、指定認定機関の事務所に立ち入り、指定認定機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(報告徴収及び立入検査)

第23条 知事は、道立自然公園の保護のために必要があると認めるときは、第10条第4項若しくは第11条第4項第7号の規定による許可を受けた者又は第21条第2項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置を執るべき旨を命ぜられた者に対し、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、第10条第4項、第11条第4項第7号、第21条第2項又は前条の規定による

処分をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員に、道立自然公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第10条第4項各号、第11条第4項第7号若しくは第21条第1項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、又はこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させることができる。

3 前項の規定による立入検査又は立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(利用のための規制)

第25条 道立自然公園の特別地域又は集団施設地区内においては、何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 当該道立自然公園の利用者に著しく不快の念を起こさせるような方法で、ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。

(2) 著しく悪臭を発散させ、拡声機、ラジオ等により著しく騒音を発し、展望所、休憩所等をほしいままに占拠し、嫌悪の情を催させるような仕方でも客引きをし、その他当該道立自然公園の利用者に著しく迷惑をかけること。

2 道の当該職員は、特別地域又は集団施設地区内において前項第2号に掲げる行為をしている者があるときは、その行為をやめるべきことを指示することができる。

3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(報告徴収及び立入検査)

第25条の6 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、第25条の3第3項の認定を受けた者に対し、認定自然体験活動促進計画の実施状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、認定自然体験活動促進計画に係る土地若しくは建物内に立ち入り、認定自然体験活動促進計画に係る工作物、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(実地調査)

第38条 知事は、道立自然公園の指定、公園計画の決定又は公園事業の決定若しくは執行に関し、実地調査のため必要があるときは、当該職員をして、他人の土地に立ち入らせ、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくは垣、さく等を伐採させ、若しくは除去させることができる。ただし、道路法その他の法律に実

地調査に関する規定があるときは、当該規定の定めるところによる。

2 知事は、当該職員をして前項の規定による行為をさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者（所有者の住所が明らかでないときは、その占有者）及び占有者並びに木竹又は垣、さく等の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。

3 第1項の職員は、日出前及び日没後においては、宅地又は垣、さく等で囲まれた土地に立ち入ってはならない。

4 第1項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 土地の所有者若しくは占有者又は木竹若しくは垣、さく等の所有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げてはならない。

第43条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第7条の14第1項若しくは第19条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

(2)～(5) 略

(6) 第23条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(7) 第23条第2項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

(8) 道立自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、みだりに第25条第1項第1号に掲げる行為をしたとき。

(9) 道立自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、第25条第2項の規定による当該職員の指示に従わないで、みだりに同条第1項第2号に掲げる行為をしたとき。

(10) 第38条第5項の規定に違反して、同条第1項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げたとき。

別記第28号様式から別記第30号様式までを削る。

第2条 北海道立自然公園条例施行規則の一部を次のように改正する。

目次中「第37条」を「第37条の2」に、「第37条の2－第37条の6」を「第37条の3－第37条の7」に改める。

第17条の次に次の1条を加える。

（特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為）

第17条の2 条例第10条第4項第18号の規則で定める行為は、知事が指定する道路（主と

して歩行者の通行の用に供するものであって、舗装がされていないものに限る。）において車馬を使用することとする。

第18条中第31項を第32項とし、第30項を第31項とし、第29項の次に次の1項を加える。

30 第17条の2に規定する行為に係る許可基準は、次のいずれかとする。

(1) 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる行為であって、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

ア 学術研究その他公益上必要と認められるものであること。

イ 野生動植物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上支障を及ぼすおそれがないものであること。

(2) 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるものであること。

第3章の2中第37条の6を第37条の7とし、第37条の3から第37条の5までを1条ずつ繰り下げる。

第37条の2中「第37条の4及び第37条の6」を「第37条の5及び第37条の7」に改め、同条を第37条の3とする。

第3章中第37条の次に次の1条を加える。

（野生動物の生態に影響を及ぼす行為）

第37条の2 条例第25条第1項第3号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 野生動物（条例第25条第1項第3号に規定する野生動物をいう。次号において同じ。）に餌を与えること。

(2) 野生動物に著しく接近し、又はつきまとうこと。

別記第26号様式中「第37条の3」を「第37条の4」に改める。

別記第27号様式（裏）第25条第1項に次の1号を加える。

(3) 野生動物（鳥類又は哺乳類に属するものに限る。以下この号において同じ。）に餌を与えることその他の野生動物の生態に影響を及ぼす行為で規則で定めるものであって、当該道立自然公園の利用に支障を及ぼすおそれのあるものを行うこと。

別記第27号様式（裏）第25条第2項中「前項第2号」の次に「又は第3号」を加え、同様式（裏）第43条第1号中「第19条第1項」を「第2項、第19条第1項若しくは第25条の6第1項」に改め、同条第9号中「同条第1項第2号」の次に「又は第3号」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の北海道立自然公園条例施行規則（附則第4項において「新規則」という。）第18条の規定は、第1条の規定の施行後にされる北海道立自然公園条例

（昭和33年北海道条例第36号）第10条第4項の規定による許可の申請について適用し、第1条の規定の施行前にされた同項の規定による許可の申請については、なお従前の例による。

3 この規則（第2条の規定については、同条の規定。以下この項において同じ。）の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の北海道立自然公園条例施行規則の規定による身分証明書は、この規則による改正後の北海道立自然公園条例施行規則の規定による身分証明書とみなす。

4 第1条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の北海道立自然公園条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、新規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。
